

平成29年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

平成29年12月13日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第51号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第52号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第53号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第54号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第55号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第56号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第57号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 8 議案第59号 永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 第 9 議案第60号 こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 6番 江守勲君

7番 小 畑 傳 君
 8番 上 田 誠 君
 9番 金 元 直 栄 君
 10番 樂 間 薫 君
 11番 川 崎 直 文 君
 12番 伊 藤 博 夫 君
 13番 奥 野 正 司 君
 14番 中 村 勘太郎 君
 15番 川 治 孝 行 君
 16番 長 岡 千惠子 君
 17番 多 田 憲 治 君
 18番 齋 藤 則 男 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	平 野 信 二 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	朝 日 光 彦 君
総 務 課	長	小 林 良 一 君
財 政 課	長	山 口 真 君
総 合 政 策 課	長	平 林 竜 一 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課	長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課	長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課	長	清 水 和 仁 君
建 設 課	長	多 田 和 憲 君
上 下 水 道 課	長	原 武 史 君

永平寺支所長	坂下和夫君
上志比支所長	酒井健司君
学校教育課長	清水昭博君
生涯学習課長	山田孝明君
国体推進課長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	川上昇司君
--------	-------

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 議員各位におかれましては、ご多用中のところご参集いただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願ひします。

～日程第1 議案第51号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「はい。議長」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 賛成者ありますか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 平成29年度永平寺町一般会計補正予算案の中のいわゆる予算案の説明資料6ページ、地域未来投資促進事業への支援の問題ですが、地域未来投資促進法に基づく下浄法寺地区での醗酵をテーマとした体験型施設へのいわゆる拠点整備事業計画策定に係る調査設計などの支援に対して1,100万円の支出計画が示されています。

この計画は、地域牽引事業者等が連携してとありますけれども、この連携という内容の割にはその連携先が不明確であること、またほかの計画が示されてきた点についても、予算計上時に伴っての提案ならもっと計画そのものを示すべきではないか。計画内容が不十分であることということですから、私は予算計上時にはその計画にきちんと示すことを議会の意見としてつけるべきだという提案であります。いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午前10時 分 休憩）

（午前10時03分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の地域未来投資促進法についてであります。私の理解するところは、るる説明をいただいている中で、やはりこの事業は国も初めてのケースであるということと、この促進法の基本スキームなども見ていると、地域の中堅企業が牽引事業を起こしてやるというふうに書かれているんですよ。何も中堅企業も含めて複数の企業単位で事業を起こさなければならないとは書いてないというふうに理解しております。ですから、今回は、関連というのは、あくまでもその中堅企業が事業展開する中で関連企業も取り込んでやっていきたいということ言ってるんだろうと思いますし、現実的には地域の協力体制の構築というところで事業促進協議会というところの中で関連の企業がかかわり合いを持って一緒に進めているというふうに聞いております。その協力企業が実際にその事業にどういった形で協力するかというのはこれからの話なんだろうなというふうに理解をしておりますので、さしてそこが、関連企業を明確にということころは、いささか今の時点ではなかなか言えないのかなというふうに思っております。今回の補正予算については、その事業者が地域経済牽引事業計画の策定に当たり、いわゆる実施計画、実施時期を策定するのに交付金を支払うということなので、これから明確になってくるんだろうと思います。

議会としては、その明確になったものを一刻も早く我々に示していただきたいとともに、もう1点は、市町村の役割の中で、事業の促進と波及効果の増大に向けた事業環境整備というふうに市町村の役割が位置づけられています。ある意味、この事業を核として北地区の地域を活性化しようということが、大きな狙いがあるということですので、私は逆にそういったところが明らかになるという、町もそういう環境整備に力を注ぐという計画がより早く示されることが地域の住民のやる気あるいはそこを活性化していこうという希望にもつながってくるんだろうと思います。それを一刻も早くやるべきだろうと思います。それは第2審議のときに発言をさせていただきましたが、議会としてはそっちのほうを注視していく必要があるというふうに考えます。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私も滝波議員、それから金元議員の件につきですが、行政から提示された計画の中の目的、要は将来像というところで地元醗酵事業者を中心とする云々の業者等が連携してということがあります。ですから、やはり今回予算づけしたところで、あとの醗酵というのであれば、そこを、滝波議員と同じなんです。どのようにしてその二の手を打つか。要はそういう形にしていくかというのが大きな課題であるというふうに思っています。ですから、そういう面をいち早く、行政としてそこをどういうふうな運営をしていくのか。例えば、第2審議のときに言いましたが、旧松岡町にはそういう他の醸造元、それから上志比にも醸造元がある。それから所有のところがありますから、やはりそこらあたりに誘客した客がそういう地域を回る、そういう一つと融合すると。そういうものをぜひ見ていただきたいというふうに思います。

ですから、その予算づけした後の事業を見える形にして、住民の方々の理解を得ることが大事かと思しますので、ぜひそういうところをつなげていっていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「自席にて棄権」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第52号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、議案第52号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより、議案第52号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第53号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第3、議案第53号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより、議案第53号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第54号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算に

ついて～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第4、議案第54号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第55号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第5、議案第55号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第56号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第6、議案第56号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第56号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第57号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第7、議案第57号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより、議案第57号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算につ

いての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第59号 永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第8、議案第59号、永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論に入ります。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 議案第59号、永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定ですが、本町の場合、この条例制定は法改定から2年数カ月たったの実施ですから結構おくられていると思います。これは前回の農業委員会の改選が法改正前というんか、法の改定前だったために公選で農業委員会は選ばれてきました。つまり、これまで農業委員というのは公選で選ばれていたという制度を、今度はいわゆる規制改革という中で、農業委員会の権限の問題に規制改革会議が踏み込んで、いわゆる町長の任命にする、教育長を町長が任命するのと同じ内容になってきています。

特に今度の条例の場合は、私はこの間の質問でも言いましたが、定数について言うと、町の努力は認めるし、それをできるだけ公正に選びたいという報告もいろいろ聞いています。また、農地利用最適化推進委員の定数についてもそれなりの数を確保しているという意味では、地域を公平に見ていけるような農業委員会事務局の——行政のですね——そういう姿勢も見てとれますが、現実的には公選からいわゆる町長任命に変えるということは非常に大きな問題です。公選委員をいわゆる町長の任命にするということですから、ひょっとするとそういう意向が

働かないかということも考えられますし、また農業委員会の権限の縮小にも今度の条例改定、法改定の内容で実施されれば行われるわけですが、例えば農業委員会から行政や国に対しての意見具申ができなくなる、こんなことも農業委員会制度を弱体化しようとする狙ったものであること。狙いは、農地法に占める農業委員会の権限を弱くすることということになりますけれども、いわゆる岩盤規制を突き崩すんだということで、幾つかの規制改革の中にこの農業委員会の問題が入っている。例えば、先ほど補正予算で私も述べましたが、未来投資促進法の農業振興地域等のその除外等については、いわゆる特区、規制改革の先兵としてやられています特区のやり方、その全国ばらまき版と私は指摘しましたけれども、そういう問題もはらんでいるのではないかという意味では非常に危惧されることです。

そういう立場から、行政の努力については認めるわけですが、制度をやっぴり大きく変えようとする問題については反対の立場をとらざるを得ないということでも反対としての討論とさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 原案に反対の発言がありました。

原案に賛成の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、この永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてにつきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、今回の法改正によって幾つか改正が行われました。先ほど反対討論をされました議員も申しておりましたが、今回の公選から、また各市町の長の任命制を導入されたということですが、これには議会の同意が必要となることから、やはり議会としてもしっかりと監視していくということが担保されておりますので、私はこの件に関しましては十分担保をされていると思いますし、また農業委員会において農地等の利用の最適化の推進を積極的に進めるよう所掌事務の見直しが行われ、農業委員会に農業委員と、新たに農地利用最適化推進委員が追加されました。

永平寺町では現在、農地集積率が約50%と福井県内でもかなり低い位置にあります。今後、そういった集積率を上げるために、この農地利用最適化推進委員を新たに設けていただき取り組んでいただきたいと思いますことから、この条例に賛成とさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第59号、永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(齋藤則男君) 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第60号 こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第9、議案第60号、こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより、議案第60号、こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時22分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これもちまして、本日の日程は全て議了しました。本日は、これもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす12月14日から12月22日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、あす12月14日から12月22日までを休会とします。

12月22日は、9時より議会全員協議会を、13時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

なお、休会中の15日、20日に議会全員協議会を開きますので、よろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前10時23分 散会)